

# INFORMATION **エセナおおた** 第4号

平成 15 年 2 月 28 日

発行: 大田区立男女平等推進センター区民自主運営委員会

## 「ジェンダーフリーフォーラム in おおた」開催に向けて

大田区男女平等推進センター区民自主運営委員会 会長 北田 久枝

大田区の男女平等を推進する「女と男 フォーラム・おおた」は、男女共同参画社会を考える区民の集いとして 1984 (昭60) 年から1999 (平11) 年まで、毎年開催されていました。また「女性センターまつり」も、利用団体の発表の場として20数回続いてきました。

2000年に男女平等推進センター「エセナおおた」がオープンしたことを機に、フォーラムとまつりが一本化され「エセナフェスタ」として3年間開催されてきました。今年度よりフォーラムとフェスタの目的を明確にして、「第4期大田区男女平等推進プラン」に沿い、男女平等への社

会風土づくりを進めます。

女性問題、男性問題の解決および対等なパートナーシップづくりのための区民の自主的な活動の発表および討論の場をつくる、「ジェンダーフリーフォーラム in おおた」を、「エセナおおた」において開催いたします。

シンポジウム、ワークショップ、ロールプレイ、ミュージカル、寸劇など、さまざまな形で自主的な活動の発表や話し合いの場を設け、「男女共同参画社会」とはどのような社会なのかを考え、豊かで平和な男女平等社会の実現を目指していきます。

1. 実施日 2003年6月14日 (土)、15日 (日)
2. 場所 エセナおおた全館
3. 対象となる活動
  - (1) 男女平等への社会風土づくりを図るための普及啓発活動
  - (2) 男女平等への自主活動の促進を図る活動
  - (3) 男女平等の視点に立った交流活動
  - (4) その他、男女平等に関する諸活動

#### 4. 活動者の要件

上記3. (対象となる活動) を行なっている個人および団体で、次の条件を満たしていること。

- (1) 区民または区内を拠点として活動していること
- (2) 男女平等に関心があり、今後の活動の充実が期待できること
- (3) 政治活動および宗教活動、営利を目的とした活動でないこと

皆さまの日ごろの学習や活動を、ジェンダーの視点で見直し発表してみませんか。当たり前と思っていた活動への見方が、より広がるかもしれません。皆さんの参加をお待

ちしています。参加希望の方は、センター窓口あるいは区民自主運営委員会受付へお問い合わせください。



エセナおおた内 受付電話 03-3766-6587  
(AM10:00~17:00 月~金)  
FAX 03-5764-0604  
(土・日・祭日はFAXで受け付けます。)

## 相模原女性センター「それいゆ」との交流

1月29日(水)相模原市女性団体連絡協議会と相模原市役所職員25名が、「エセナおおた」に来訪。区民自主運営委員会と懇談会を行ないました。

まず、「区民自主運営委員会」設立までの経緯を説明し、相模原女性センター「それいゆ」から日頃の活動について話をいただきました。

「相模原女性センター「それいゆ」は相模原市の各種女性団体が、連携を図りながら市民の立場から女性の地位向上の実現を目指、NPOの設立に向けて活動している。」

### 相模原市女性団体連絡協議会について

設立 平成2年7月7日

構成団体 更正保護婦人会、女子寡婦福祉協議会、相模原交通安全母の会、食生活改善推進団体わかかな会、地域婦人団体連絡協議会、女性学習グループ連絡協議会、母親クラブ連絡協議会、しょうほく百合の会、スクランブル、その他13団体。

会員数 5000余名。

活動の目的 市内で活動する女性団体が連携を図りながら、男女がともに参画する社会の実現に向けて活動する。「さがみはら女性計画」に基づき市民の立場から女性の地位向上を図り男女共同参画社会の実現をめざす。

## 新規購入図書・ビデオのご案内

### 図書

エセナおおた1階図書コーナーにそろっています。貸し出しもいたします。

どうぞご利用ください。 ●書名(著者)

- 愚かな国の、しなやか市民(横田克巳)
- 科学史から消された女性たち(ロンダ・シービンガー)
- こういう男とつきあってはいけない(小早川明子)
- サバイバーズハンドブック(性暴力を許さない女の会編)
- 女性の転職・再就職(松永詠美子)
- ジェンダーがわかる。
- ジェンダートラブル(ジュディス・パトラー)
- ジェンダーの法律学(金城清子)
- ジェンダー・フリーは止まらない!(辛淑玉)
- 実践するフェミニズム(牟田和恵)
- 岩波女性学事典(上野千鶴子他 編集)
- 女性白書2002(日本婦人団体連合会)
- 女性文化とジェンダー(昭和女子大学女性文化研究所編)
- 女性労働白書(平成13年版)
- 性的虐待を受けた人のポジティブ・セックス・ガイド(ステイシー・ヘインズ)
- 戦後日本の女性政策(横山文野)
- 男女共同参画社会をつくる(大沢真理)
- なぜ夫は、愛する妻を殴るのか?(ドナルド・G・ダットン)
- 配偶者等からの暴力に関する事例調査
- ワークシェアリングの実像雇用の分配か、分断か(竹信三恵子)
- フェミニズムと権力作用(江原由美)
- ジェンダー化される身体(荻野美穂)
- 文壇アイドル論(斎藤美奈子)
- 法の政治学(岡野八代)
- ラディカルに語れば・・・(上野千鶴子他)

### ビデオ名

ビデオシリーズ「ミレニアムの女性たち」のうち4巻を購入(監修者村松泰子、国広陽子、制作ユネスコ)

- 女性の社会進出(女性と経済)
- 政治への参画(権力・意思決定における女性)
- 伝統・文化と女性(女性に対する暴力)
- 売買される女性たち(女性に対する暴力)

## 行事案内

### エセナおおた 男女共同参画セミナー 講演会 「晩婚化と男女のゆくえ」

事実婚、婚外婚、夫婦別姓・・・従来の結婚制度に縛られ不自由を感じていた女性たちが、自由に多様な新しい形の結婚を作り出しています。

これからの男女はどうなっていくのでしょうか！？

＜数々の著書を持ち、日本で一番芸のある心理学者といわれている小倉千加子さんを、講師にお迎えしての講演会です＞

◇ 日時

3月8日(土) 14時～16時

◇ 場所

エセナおおた 3F 多目的ホール

◇ 講師

小倉千加子さん(心理学者)

最新著書「ザ・フェミニズム」(上野千鶴子さんと共著)

◇ 定員 先着150名(手話付き)

◇ 申込方法

電話かファクスでお申込みください。

◇ 連絡先 TEL (3766) 6587

FAX (5764) 0604

◇ その他 保育は1歳以上の未就学児先着10名、親子室 5組、申込時にお申し出ください。

主催 大田区立男女平等推進センター 区民自主運営委員会

## 事業報告

### 男女共生時代を生きるわたしパートⅡ ～女性と人権～

#### 第1回 国際社会の動きとわたしたち

2/1(土) 14時～16時開催

講師 内閣府男女共同参画局国際担当

西野恭子さん

4回連続セミナーの第1回目は、「国際社会の動きとわたしたち」と題し内閣府男女共同参画局国際担当の西野恭子さんが男女共同参画の現状を国際社会と日本との比較をどうし日本女性の意思決定の場への参加ができていない実情を数値を示し講義。

後半には、活発なグループ討議が行われました。



### トークショー チェチェン戦争

#### 「私の出会った女男(ひと)たち」 盛大に開催

1/25(土) 13時30分～

“チェチェンって聞いたことはあるけどどの辺にあるの?”

“チェチェン人はロシアの劇場を占拠したイスラム原理主義の民族?”等々の疑問を持ち、正しい情報や知識を得たいと熱心な方々が参加されました。

第1部 ジャーナリスト林克明さん(写真)よりビデオを見ながら、15回にわたる現地での取材をもとに、戦禍のガレキの中から正しい報道を伝えようと命がけで奮闘する女性ジャーナリストたちの活動等チェチェン戦争の実情が伝えられました。

第2部 メドゥサン・デュ・モンド・ジャポン田口かずみさん“忘れられた子どもたち・人道支援の現場から”では、難民キャンプで生活する子どもたちが書いた絵をもとに、戦争がおよぼす目には見えない心の傷跡の大きさや、

そのケアの大切さ等について語られました。

引き続き行なわれた質疑応答も熱気を帯び、トークショー終了後も多くの方々が残り、両氏を囲んで活発な討論が行なわれました。



エセナおおたの区民自主運営委員 募集中！

男女共同参画社会の実現を目指す講演会や講座の開催など各種事業の企画から運営までを行なう委員を募集します。

募集要領

- ▽ 募集人員 選考で2名程度
- ▽ 選考方法 書面と面接（3月下旬に実施予定）
- ▽ 申込方法 所定の申込書（下記に請求）に応募の動機を1000字程度にまとめ、持参か郵送。3月17日必着。
- ※ 詳細はお問い合わせを
- ▼ 申込先 男女平等推進室
- 電話 3766-4586 FAX 5764-0604

1階受付カウンターに『投書箱』を設置しました。みなさまからたくさんのご意見、ご感想等をお待ちしています！！

<大田区立  
男女平等推進センター  
区民自主運営委員会>

ジェンダーに関することば辞典 No.4



「育児休業法」(『現代政治用語辞典』より)

男女を問わず1歳未満の子を養育する労働者に対して、その子が1歳に達するまでの間、育児休業をとる権利を付与するとともに、事業主に対して勤務時間の短縮等の措置を義務付けた法律です。

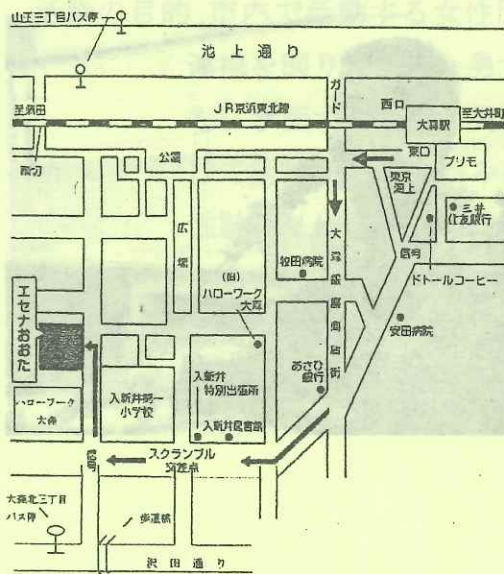
正式名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」で、1992年施行されました。

育児休業とは、労働者が育児のために一定期間の休暇をとることを事業主が認める措置のことをいいます。

仕事と育児の両立により労働者の生活安定・福祉の増進、さらには社会・経済の発展に寄与することを目指して制定されました。

2001年には、子ども看護休暇の創設や勤務時間の短縮・フレックスタイム制の適用を3歳未満の子を養育する労働者にまで拡大すること等が盛り込まれた改正案が成立しました。

エセナおおた案内図



大田区立男女平等推進センター  
区民自主運営委員会

東京都大田区大森北4-16-4  
〒143-0016 (エセナおおた内)

電話 03-3766-6587

03-3766-4586

(17時以降、土、日、祝祭日)

ファクス 03-5764-0604

